

## 大阪市における外国籍の公務員の採用について

## 1 外国籍の職員の状況

- ・大阪市には、201名の外国籍職員（韓国187名、朝鮮10名、中国3名、英国1名）が在籍。（平成24年5月1日現在）
- ・国は、地方公務員法の解釈として「公務員に関する基本原則により、地方公務員の職のうち公権力の行使又は地方公共団体の意思の形成への参画に携わるものについては日本の国籍を有しないものを任用することができない。」との見解のもとに、外国籍住民の公務員への採用を制限しており、本市ではその趣旨を踏まえ、「外国人職員の従事する職に関する規則」において、就き得る職の範囲を明確にした上で、採用や配置を行っている。

## 2 消防吏員について

- ・消防吏員については、公権力の行使に該当する蓋然性が高いことから、大阪市では国籍条項を付している。また、東京消防庁及び20政令市のうち国籍要件を撤廃しているのは相模原市消防局と堺市消防局のみである。

## 3 教員について

- ・外国籍の教員については、平成3（1991）年3月22日付け文教地第80号「在日韓国人など日本国籍を有しない者の公立学校の教員への任用について（通知）」により、「任用の期限を附さない常勤講師として任用するための所要の措置を講ずるよう」求められているため、以降は「教諭（指導専任）」として任用している。